歳時記

夏

共四

獅子

首飾

髮風

ヲ6
3102
2

3102
2

大湯女・小湯女のこと　十三丁
昔の湯は普通浴場のこと　十三丁
白の別ち　十三丁
鏡・茅の始まり　廿二丁

源於菟丸

歴世女装考　巻之二・前編之部

目録

一　象牙の櫛　二丁
二　蒔絵の櫛・三ツ櫛　二丁
三　塗櫛・青貝の櫛　四丁
四　瑇瑁の櫛　俗みるめ　四丁
五　瑇瑁を班ふ作る起立　六丁
六　朝鮮ぐるふ・ぐづの事　九丁
七　横櫛　十丁
八　二枚櫛・湯女の事　十二丁
九　櫛占　十三丁
十　櫛をかんけともいひし事　十四丁
十一　櫛を投て親子の縁を断　十四丁
附　櫛い人ゐ贈ぬ物といふ事　十五丁
以上　櫛條終
十二　神代の髻飾・笄　十五丁
十三　笄を髪の飾ゑ挿たるなる起立　十六丁
十四　孝謙天皇の御簪　二十丁
十五　髪筋をかんげしとのひし事　十一丁
十六　さるしとゐ髪のかざり　二十三丁
十七　唐國の釵子　二十四丁

十八 雨てんのかんざし 二十四丁
十九 花かんぜし 廿五丁
廿 今の如くかんぜし残さたる肇 廿五丁
廿一 南天樹の釵子 廿七丁
廿二 歩揺 簪 廿七丁
廿三 後刺・青龍刀のかんざし 廿八丁
廿四 裁細工の花かんざし 二十九丁
附 髷結ひ・前刺 廿九丁
廿五 釵ふ耳搔を作り添し始り 廿九丁
以上首飾終
廿六 神代の髪の風 三十丁
附 剃胎髪 三十一丁
・古今種々の髪結風三の巻ふ且る
巻之二目録終

歴世女装考巻二

江戸　岩瀬百樹　編撰

一　象牙の櫛

今市中の婦女りつたら象牙の櫛を刺を是い和洪とも甚古し御国い延喜式の弾正式千年ふ書「凡内命婦三位已上聴用象牙櫛云云」とあり案ふ當時今の如く瑇瑁の櫛あゝ象牙を重くいせまゝ上級已上ざうげの櫛を聴しまへたゝ三位以下い木櫛をる事推てまろべしとふ櫛をゆるせとある平日搔をちまるあるゝ帝へ御倍膳の時のみ櫛後刺ありあを世ゝの御制也倍膳の時是ふあづる女中のみ歯髪をむすびあげて額へ櫛を刺ありかゆうあまる義いまべらうめてい髪の毛御膳具へふまに穢やせん又い髪の毛脱りかりたるゝまゝ其手けがらゆゑ櫛めてかたはらへたん為めもあるあり

江家次第 大江匡房卿延久以後の御儀式の記立太子の陪幼宮時女房四人為倍膳上一本髪女藏人四人以上傳供とあり

又

禁秘御抄

順徳院宸作・案るに河海抄に此御記を引て建暦御記とあるゝ此帝御即位の時なるべし按に此御記に建保六年に成る物也考証文多られば省く

御膳の事の下に「女房上髪三位已上釵子許暑氣頃凡聽不上髪」とあり案に髪をそべ〜しおくは常也そは成上げゆはい御えんせんの時なり案に今貴門に髪をあげる時あり櫛ゆ〜くは髪のふりけみとろみらべし

仕ふる女中の表使といふ者のみ櫛を刺も右の支れ遺風なりけん又

源氏（花の表）に未摘花のめ〜したる女中のまゑを源氏も見て「けまゝに櫛を額なれて」とあり摘花の内教房内侍所

可愛孟註・法髮をそるを折明註・倍膳に候ぞる格をさすと本儀也障

やとあり」又

枕の草子「さゝ〜みぐるもの物」

ゑどに物ゐさゝへくをれる」とあり磨くとあるべし又

類聚雑要抄

に大治五年中宮立后中宮より后玉に俗のまゐ入り御料具の中に御櫛品くある内に象牙の櫛もあり此等の支ゆゑに拠て千年以前も今と如ゆ〜ふに象牙の櫛を作るべしと近くは

俳諧かれ笠延宝三年集同五年板「いざ取りて庶に青笑」

塗り豆駄付象牙の小櫛髮筋の露」又

人倫訓蒙圖彙元禄三年板職人之部

櫛挽の

図に「櫛は伊須黄楊等其外緒の唐木・象牙・玳瑁を以て造り時繪金具を以て彩り各下細工あり唐櫛は唐より渡る其外大坂長町にて造る又校槩是を商ふ也・竹・角・象牙・鯨の類を以て造る」とありかくのごとく今より弘化四丁未百五十三年以前なり當時はいまゞ弁を飾ふ刺ざし事・竹・角・象牙・鯨と有べし

本文に校槩とあるは誤字なり猶ゆ〜ゞの条に又

一代女（大坂伊原西鶴作）貞享三年板巻三

暗物女後年の名ち提重といふ

といふ者のさまを「顔に白粉眉はかれ墨尺長の平髪を畳ふかけて梅花香の匂を焚くまゑ象牙のさし櫛太まくらゞ気をつけて梅」とありこれ今より百八十余年可のなりはいまゞ髪つかねの櫛はやゝ長ふ笑を賣女さゝ象牙の櫛をさすを「よろぼ髮結付」といふ和ゝ

大坂

吉原の妓天明の比は正月二日の紀あるみる支まゝ〜ふるふてあるべし

江戸

此頃及ざゝげのくゝるまゝ必ず櫛をけるまゝあるべしとこれを

絵師菱川師宣ゞ肉筆ふも板本ゆも女の櫛をけるを多ぐゞ元禄のち廿年

むかし今のやうに女と

延宝・延室・天和・貞享・元禄此間廿二年の間浮世

可を歴て正徳のころに西川祐信が女繪の櫛をさしる図絵に見ゆ是より
廿年ばかりのち元文延享の繪ものに櫛更まげくらべ明和のころに江都の市中
翁絵櫛をさせる風俗あり支那の絵ごもみそまる図て思ふ今の如く市中
の女やうに櫛をさせるもとありしい八十年以来の風俗に櫛をさせる髪をかた
ぶくろに為の紙幸をもびけるに女禮ありされども武家ふたい櫛をさぬを礼儀
とせを前ふ引る延喜式ふ「櫛を用を壞」とあるこも櫛をさすの私ある式ある
べし然れども今市中の婦女い櫛を禮儀の物として嫁入り道具の一つふかそへるい
僻支那にて時勢の風俗にさそありぬべし　○西土にく
象牙を頭の飾りとせしい　詩經借老篇の註ふ　頭のうるはしきを次ふのべし
あまび後の物ふい櫛もこんなる式かたぬき置てれどきのこいとて棄つ

(二) 蒔繪の櫛・三ツ櫛

蒔繪ハ唐土ふ描金とのひて　描いかねと書字也　和漢ともいと古くよりあり物也さて古云ふ書と
いふはまびて真物を美称詞ふれバ万葉集ふ・玉櫛・玉ふ櫛などゝ賦しい玉りてかざり又ハ
まれ名ゆどゝる櫛をいひしゆゑ本櫛を玉ふ櫛ゆまでと思る迷禮門院ふ仕へる
女房　左京太夫家集　ふ「やしまのもぐらやあのこ紙いきるゆめる花の人は中納言と関ゑし
ころぐせもちふくをこひきこえしたりしをなぶさそこをなのうすやうふわ口をぶみ式
むまびたるくしけらるゝふのあるぬふかををしけらるる・何ゆ事はさる
小船ふ紅のふきゆをうすることをもる・ありはけるふ紅をもこれるふ
いろあてぞまる」あるふ「あしの事をゞゆ櫛たるくし」とあるハ蘆分小船を描金まる
櫛ときこゆ然ゆのようハ　枕のはしのぐろ物　ふ「さしぐしむまびををみしげるゆ又
うましあるハ我分ふまさる　可愛　ハ也　「さうてうを」とあり此むまびをとあるゆ紙をせ
る櫛の支ときこゆ推量まるふ之絵以上象牙の刺櫛ふれバ之絵以下ハ本櫛
ゆべを事編ふ及ばぢはまゞ無地の本櫛ふあるべゝ塗りまゞゆもまるこん
むまびとハ結構の文字ふく物を彫る支ふや浅学ふまをわりひ得ぞ又

雅亮装束抄 巻上 五節所の支とらの下の「あをそく・まさご」とあるハ形物まさごの本櫛蒔繪ある本櫛と同じもかくも今ハすまれ多の櫛ハ七八百年来あり

へ歴〻物也 元服法式 永禄年中の物写本 「櫛ハ二ツ具あり中略 御櫛三ツ・解・篦・細・桐・蒔繪也解ハとく〻篦ハ櫛あり細ハ丸ん櫛あり」とあり今もハ二ツ櫛の名古代

車あるとふ篦とあるハ今もハ唐櫛又ハ唐の支あるべ〻篦とあるハ歯ヒバ竹ハ作りて篦ハ似るゆゑの名あるべ〻唐櫛とハ竹物ハ唐土より渡りしゆゑ

「竹篦除髪垢者」とあり又近くあり 諸艶大鏡 貞享元年大坂板 正字通ハ西鶴作巻の四 大坂の湯女ども髪のみの客の紋所とまれ多ハ櫛をいくつもこゝらへあれて客の

来る紙にて巻の客のりん西の櫛紋ちもを変をいつ又 一代女同人作 貞享三年板巻の三 大坂新町の遊女ら蒔絵の紋櫛をさす事ありしをいつ又 俗語ちぐ同作 巻四ハ庵形ハ本櫛

ハ切金入りの折菊を蒔絵ハ有る櫛を町の富家のむすめがさすをいへり江戸ハも

享保の比まれ多櫛流行と古先伯より又櫛の峯ハ浪のなくまんをさるハ海

繪〻ある物なり明和ハ多くハまれ堅ハ一寸ハ六分横六寸斗りの甲の厚

ハの櫛なり 横長の〻なるハ根ハ艸ハ也 矢明より後文化ハ迄四十五年の間ハまれ

多の〻〻世ハ也ハ近年もの〻ハ入りて蒔繪の本櫛なるハ民間模とらのべ〻

三 塗櫛

・青貝の櫛

○塗櫛ハ古〻 明月記 定家卿の日記也 写本ハ流布也 建暦三年十月十二日の下よ 今より六百余年ハ人多

「今日風流櫛構出贈之 按察火桶 細註押錦以櫛為炭以白物為灰櫛廿枚

入之 下略」とあり風流とあるハ俗ハいへるおりハ汁ハのかぐろ物とハ支 風流の車 百練抄巻

十九ハ見也 ハり安察火桶とハ大なる火鉢の車ハ紙綿ハ也 押櫛を炭とハ白物

を灰と見せるゆゑ櫛ハ廿枚入りて〻とあり是ハ五節の舞姫ハ公卿たちのく

風流を作〻り出物とハ帝の御前ハ多くハ舞ハ其のち

紫姫ハ多くハ雅亮装束抄五節の車とハ下ハ「風流ハ心ろ〻ろ

ハあり」とハ也・さて宣家卿の風流ハ櫛を炭とハ色ハ黒ぬりの櫛

ゐるべし火桶などば朱塗もありて火と見せるひしゝゐるんけまをぬりても六百年以上よりあるゝ物なり又青貝の梯もあゝ

落久保物語 巻四 に「見さうなるゝ」とある青貝の梯なり此外みもえの〇周云立節の舞とゐへ事八月毎年十一月中の丑の日より辰の日まで四日の間御儀式あり辰の日は公卿の家々のいまゞ男せぬ未通女をえらびせあひて紅を せきをゐみ色を畳明の節會とゐへ

四 瑇瑁の梯

俗みのべゐゑ

瑇瑁の梯并御國の古昏みゐ所見あゝ但裝束の石帯み用ひゝ古くえんなり瑇瑁の瑇の字玳み作るハ俗字なりと字書みゐるおゐみ毒の字み以を唐土みて忌ゝう・さて

異本枕の草紙 に「さうふのちゝゐ」とあるハ玳瑁の梯げみきゐるまどいまゞ考証をえをまた

新撰六帖 光後「河の瀬み深なる亀みけゝ梯で見ゝせゐぐゐの考ゝゐりけ」とゐみなるも玳瑁の梯ときと

ゐまどゞ考ゝを是ハ西土晋の世の千宝ゞ作の

搜神記 巻十四 み見へる故実

ゐみなるゐゐをゐひさに亀のうゐなるハ刺梯のやうなりとゐ公なり其故実ゐ洪の灵帝の時江家とゐへ所の黄氏ゝ人の母盤中み浴ゝく久ゝく不起変じて竈と為婢驚き走りて家人み告る告の間み竈轉て深淵み入りぬ其後時ゝ出て氏見るみ初浴せゝ附一銀釵を著けるみ猶其頭みあり於是黄氏累世敢竈内を不食」（以上搜神記一条の全文を和解せ）此釵の故実もあれバ浮なる亀も梯の中うみゐゐるこの心の奇ときこゐも此哥の事学友山岸美成ぬゝ著なる天保十年の頃板本三養雑記巻の三みこえたれぞゐのもも先年抄録ゐゐるゞかの書みゐゐまゝれバ六日のおやめせけり玳瑁の梯并西土ゐハ秦洪以来ゐゐ事緒書みゐ教見洪の武帝の時宮女頭の飾・鳳頭の釵・孔雀の搔頭今ゐみ花雲頭の毘瑇瑁みを為之と

粧奩記 みもえゐうゐ又

拾致鏡原 み晋の東宮旧事を引て「太子納妃有瑇瑁梳三枚象牙梳三枚あり」とあり猶あとに引御國ハ中昔以来四百年前京都室町家の旧記どゐみ女中の事どゐまゐ

うへなほど髪のかぶりふたいまのを用ひ事更ふえぶ巻るふたいまのを髪ぬかざり物ふ作りたでふよふ髪の結ひ風のできたのちぶんつけ油といふ物もいでさるようの事なるべし　髪の結ひ方・ぶん分油のたでまり下ふのべし

笑委集　天和年中の作　写本巻の十二ふ

「七ゴのぞうぞくまふ馬上のさる　そぞまふ羽二重白小袖郡内のごぶん鴻あさたの糸ふて縫る定紋のニツ柏五ツ目よつけ桃色の裏付て一尺五寸の大振袖を上ふかさる横中むろき紫帯二重ふきやくと引まわしてしろふみて引ぬむまび黒髪鴻田とうやふゆひあげ銀ふくまんふ蒔繪かたる玳瑁の櫛ふて前髪をおさへ紅粉を以て面をいろぶりさまあてゆうみのでなちけを」とまりあをふく玳瑁の櫛をかざりふけさる附代をまるべ

此書俗作なれど万治をさる変遷うぬ入の實記ふ本文ふ七とある以ふ人のまるおをん馬上のあふ袖の変ハ天和二年三月ありけるよう此むをもの事ふをもの一挙本書ふ法ふ知ふる也

長一尺五寸を大振袖とのよう一ハ昔ハ袖のうけみどめ引しゆるあり振袖の起立沿革の事ども衣服の部ふのべ・さてむ引ふべうふの價庸かりし証拠ハ

諸艶大鏡　大坂の西鶴作　天和二年板　三の巻大坂の蓮葉女の宿屋の事を「ぶのうのけ櫛ゲ本蒔繪あそ二ふ五分ぶぐぶるみどちさくやせふきんて意もさあぬべ」とあり此比及ハ一枚甲の挽板あり特の櫛ふ本蒔繪あるゲ二ふ五分あり本の字ある我ぶくまれ名我二ふとまれバ厚ふふきぬ元の櫛一枚一ふ五分也又

賢女心の鏡　其頃作　延享板　抄録巻次ゑ脱せり

姑ゲ娘の髪ゆをさて「ひまふ此年まそ髪ぬ中ふ小挽の外ハ蒔絵の本櫛ふ黒き笄をあべ」けて花をやりしふ要のあさまをこれバ透玳瑁の櫛をさ一笄の外ふかんざとゆうの小物何の用ふ立ぶ」

と云り是ハ此作者ゲ此姑を六十四五とて花をやりし元禄の元ふのめの賀素をいたせて時ふ當る延享の婦女を風諫あるる文あり　元禄と延享の間五十年ぶろう　以て花美ふ移ま一我ぶべ此時ふ廿年ぶろう後宝暦ふ引ふ稍こ侈靡ふ移りとえて

俳人容儀　宝暦十三年京板　芝居見物の事ふ「法ぬ七ふ五ゲの櫛をふみ入ぶいてあまひけのたれふふんの此櫛さす事ゲあると取込の中での丈婦ぶ」とあり

ふのふ七ふの髪ゆふの櫛あるべ是も作者ゲ時世の風俗かを一也右ふ引

なる書の天和二年ばうくの櫛一匁立分あり八十年ばかり後宝暦のころ
七両の櫛あり驕奢太平を迎へ冥冥宜也ばうくの櫛并の麦矢和
あらうより以来の浮世草子みあまさへられど例のうるさられば不引

(五) 瑇瑁を班あり作る起立

瑇瑁を瑁作るハ非 通じて鼈甲とのハ誤あり鼈ハまろぽんの麦ありけれど
たいまのといひて通用ところ〳〵やうばうくあり ぬべし瑇瑁ハ四ツの肉翅を以て
手足と手下の圖をえてまろべし雄を瑇瑁とのひ雌を蠇蠵とのハ本草南海みある
物とのハり本草記甫の説あハ「蠇蠵亀ハ能似て頭ハ觜あり鷹のくちばし如し
前足長く後足短し皆鱗あり爪あり背甲ハ亀の如し甲段〻ハ重りて十三枚
あり船来るハ片々あるのみ又全骸あるも船来也」とのり世物ハ日ハ近き事
五六度 高さ 大熱圖・已丹・真臈あるハ生ずるよし物産家のハ

和漢三才圖會

正徳二年板 寒四十六介甲の部 瑇瑁の下ハ「近頃工人經櫛歯折者聊不見其痕但炙温接

之耳」とありなりハ寺鴻良安翁此書を作りし頃今の如く麦ばうくの透あのみ
断截接合変あハ右の文の下へ其事をのハべたハのハさらハ折るを法ぐ事のこと
ハて今の職術ハあらざりしとまへらう給れバまうよ世くぶく事ハ何世の比及ハや
あらん其源を尋ぬべと正徳 今より百三十年ばかり以来の書
ぞもを俗ハらハぢぐさぐしハ尋ぬるハありげハおも
ひしあハるべでありひの外多俗書ハ一証をえさう嬉し
かりしハ抄録ハ年月を記しおきつるハ今より廿
七年前文政四年巳の十月九日の夜燈下ハ録みる
書ハぞありける其書ハ

小兒養育實氣

安永二年板全五巻 紫之此名ハ亀の櫛と

作者大坂永井堂亀友 巻三ハ「まハ東都十軒店のたうハ亀屋九四郎とて
のハ意ハて作者の私構あへべし ばうくの櫛細工の上ハ瑇瑁の照りハよハ平を二分ばかりのの
をもつぎうせハもえぬやうハ仕立商人名細工人中 暑二月晦日ハ京へ上りハ

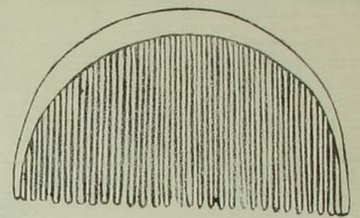

○象牙の櫛・類聚雜要巻の四ふもの図あり大治五年中宮立后の御料具の一ッなり傍註ふ櫛の大さ幅一寸八分竪の寸法えんぢ髪上げの用ふとあり・本文ふ「以牙令作」令進給了」とあり是象牙の櫛あり前ふ引たる延喜式の象牙の櫛を髪あげの時ゆ〜玉ふとあるふ符合ま

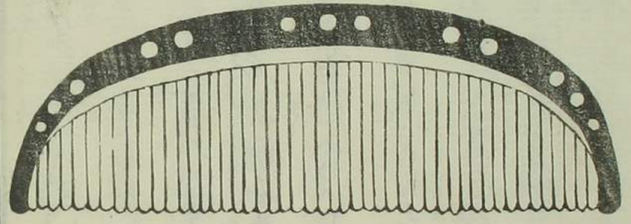

○頼朝卿の室政子御の櫛

鎌倉志巻の一ふ此図を載て曰「十二の手箱一合小道具いる〜箱の内ふ図の如くなる櫛三十あり」ト云・百樹按ふかくのひ〜ハ此書の作者河井友水ゲ此櫛をもてる延宝四年ぬ変あり本文櫛の経三寸八分余高さ一寸二分厚き二分櫛の背ふ浅くなりなる穴十三あり元ハ青貝をのれる物ぬそ今ぬけたる跡あり間青貝のこもるもあり穴のこなり皆三二三二三とあり木ハイスとの〜とあり好事家此櫛を摸作なるゲ流傳して政子形と唱へ世ふえ申し〜ハ寛政の比なりた是より市中の〜ハ一変して今よりるハ政子ゲ産出なる孫ぬとあり

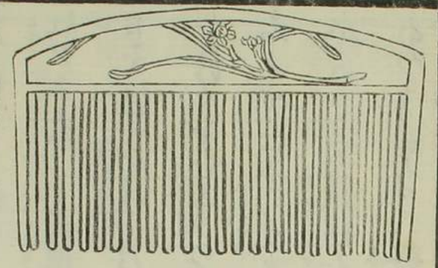

○或家の所藏真鍮の櫛初代安親作小縁金鍍水仙附彫透〜両面同〜櫛の寸法図の如〜・奇品みれば爰ふのせう

金工名譜を按ふふ安親と名つけ〜ハ四代あり此櫛の作人安親ハ奈良利長の門人辰政ゲ弟子也本国ハ羽州庄内の産土屋弥五八とらつ入道〜と東両と号〜延享元年甲子九月廿七日設行年七十五浅草誓願寺中林宗寺ふ墓あり彫物の名人なハ世ふ考る所也

○享保八年京板西川祐信筆絵本百人女郎ふ此図あり島原の太夫同新造とあり・今弘化四年より百三十四年前より櫛ハ二枚北里の二枚櫛ハのちふ京風のうたり〜なるんう

まるべきものみて賞し職をそこなひけるゞ廣ひ京ゐまゐまる者のゐの数龜甲の細工
ゆゑ人ゐまゐれゐ間物問丸の大商人ども九四郎ゞ細工を称美おけ上とあり是を視
たる次の日旧友玳瑁楼照義老人のもとゐまりて中橋の住ゑ真顔門人にて俳
趣ありて篤実の翁なり　右の書面の事を繕りて接合事の起立おがんあるやと
尋しゐ翁謂ゆう我家八代ゐ三代玳瑁の職を業ゆ又ハ元文元年の生ゆゆく
享和十年酉のとし七十七ゆゆ身まゐりね父ゞゆゆゐきしい寛保の中比長崎より
江戸ゐ来りし四國の六部ゞゆゐ職の者ゐゆりあて技をゆゆりしゆゆ病ゐ除し
日を経て全快しる礼謝ゐそべゐゐを作ゞ変ををしゆゆりそゆて擬并のをれる
をゆゞ事をゆりのちゐ弟ゐゆもつゆ世ゐゆゆゐゆゞ今の如く切技つゞゆい
ゆゐゞしゐ元文年中ゐいゆり職人の中ゐゆをつゞのゆできて返ゆゆゐゞ
今のゆゐゐ鋏拐をゆゆて継事ゐゆゐゞ
あゐゆりかゆゐく鋏を拵りて継ゞたゞひゐ助けあひけるゐ仲間の内ゆ一人他の力を
借ゞ人ゐゐ多く細工をゐゆ者あゐし故其術を尋しゐ秘して教ゞ給ゐゐゐの
職人賭ゐ身をゆゆし細工道具を箱ゐ納鎖封して質入ゆし京へ上りしのち絶て音
信ゐゐゆゐ職人ゆもいひあゐせかの貿物をゐゐ箱をゐきゆゞめて道具の
便利ゐゐ代ゐりけると父ゞ聞ゆゆし上りてかゆゐ世のち父ゞ廿四五の頃宝暦十二年
班ゐの松葉かんざしとて掛目一匁五分　長サ六七寸　今ゐゐゐべて基細きかんざしと
四五本作り同屋へゆせけ内を一本ゐゐ京ゐものゞせしゐ江戸京ゐも返く
註文ありて松葉かんざしゐゐ銀ゐゐも作ゐ是かんざしゐ形ち物ゐゐゐしゐ
ありと父ゞいゐと喜しゐ翁かゐわゐさすゆゐゞ和洪三戈図會ゐゐんたる如く正徳
年中ゐ歯ゐゞ接変大坂ゐいあゞ江戸ゐゐゐゐゐ元文中ゐいゐて班ゐゐ集接術弘りしゐ今ゐり百年前の
事ゐり世ゐ此玳瑁とゐ人物珠玉の如く集接変のゐゐる拵ゐゞ今の世ゐ
擬并ゐ引接の一枝甲ゐゐんゆゆゞ拵ゐゐ美麗を飾ゆし婦人身ゐ属

重價第一の物とぞ申けり嗚呼玳瑁婦人を惑はすべしさて又かんざしの形の飾り物とて流行し松葉ありしが今はさしもとは便利ありて簪は梅の初音をうさひ蝶は蕚の翅を動きあり色も國澤の餘流ぞう

(六) 朝鮮産つかへ ○ そづれ事

照義の結ふ朝鮮産つかへといふは朝鮮にて産する水牛の角にて肉分の際いとく離て瑇瑁のやうなるゆゑ是をて櫛并を作り真甲ふ偽をもゆゑふ朝鮮産つかへといふなりかゝる事を創製ハ安永のそのあり今より七十余年前 昔のち朝鮮の水牛渡りまくなり價も高くなりしゆゑ天明の頃より和式常の牛ろ角を用ゐ是も肉分のきえハ離ゆゑ職人是を地板と唱ふ昔のち天明の中頃ふなりて六十年より前馬の爪をもつかふ是を職人そづと唱ふ馬爪の畧言なり通ふ石ゐく平坦なるゆゑ此ハ馬の爪ハ殊ふ離も照もよく牛の角ふ勝る江戸練の馬の爪是を肉の肉ぞ外ハ真の腹甲を皮として并るどふ作る事ふなりたるゞ

近年ハ細工上るふなりて并ゑど四角なる平のみ作りしを本末とも六分をつむゆゑふ素人ハ真偽ハちがゝ然れどもなれ二年ばかりて照も作やもぬけて馬爪の馬脚ハ丸る又爪甲ハ丸ハ爪なりかわらきくみ真甲の厚ハ甲なりかわらきくみ形物ハ絶るふ用ゐ又腹甲とのハ真甲の瑇瑁の腹のふなり瑇瑁ハ全躰の甲ゆゑも三十六枚あり甲の数此説是日ふ近き支六七度ある大熟國已丹真臘ハ産する物なりたる後のそなみふかのてそなりばかりなる後のそなみふかのてそなりばかりなる後のそなみふかのてそなりばかりな

大和物語　此書八百年あまりまへの物也　風吹だに吹ばこそ「女のかりの行ちらけを業平ありてこそいつ
ぎつけもぎつまくてたちぬ・さてかへりてこんしぐいとあやきさねぬ　垣間目　以前ハ　門ニ　甚　小神
きん・大ぐしをつくつくふさかけてをりぐづくいひをりけり・いとのみしくおのひて　櫛　面櫛　居　飯盛居　忌
きふけるまくらぐ・ぐまけり」とあることふ法くくとあるハ横面櫛まて乃横ま
大ある黄楊の櫛を刺て居たるあいあるぬる文意を推ハ業平此女ふあひ付ハ
くくくくくを引をかざしまを今ぐれいとぐしけみれ髮ぐづくるぐ
飯をあるぐくくぐあれそぐ法ぐそ　ぐぐぐ

櫛とある一条は弁の乳母が横櫛も五節の舞姫がよこぐしも」とされどおのおのも先年抄録しおきたるまでをかつみ引いぐつ此書は刻よりはるかに

ぬまべ勦説は似く六日のあやめを引の

八　二枚櫛・湯女の事

二枚櫛を刺事は遊女のこれ然るまべ弁ぎるはうしゝみけまど筆のつゞくわ記も事跡合考延宝三年柏崎永以作写本見しは四の巻「古老の傳ふ想ひて駅亭の類は其辺戦場とありそは勝利方の大将首実検する時はかゝるまゝ女どもが其首を

あらく事也　畧遊女が二枚櫛さすは一枚は首あらひの時用ゆる櫛なり」とあり勝たる附用とあれど二ツ櫛は吉器とうべし又一説は箕山大鏡延宝六年大坂の人箕山作写本「六条の附今の島原六条よりも附をく名家亜口の沛髪は櫛をさせるあらば後の附の寛文傾城ども見てはしそめつるは」尊ふは年代遊女等ふかうき」とあり此説は拙を遊女等櫛をさしそめたるは今より百八十余年おの事あり・さて二枚

大湯女小湯女のこと

櫛は大坂の湯女ありけしそめたりとおもふ事は　世ごろ物語寛永十八年板全二冊珍書也蜀山公羽所蔵をもちゐ是ふるまる物を参考せしは天正十八年大坂ゆゑ風呂屋とのゆ事いでまきて湯女とて女ども入り来る客の垢をまろ髪をあらはこの頃の男はみな柔せん髪湯は入るべ必ぞ髪をあらふ　ゆゑふ髪あらひ女ともよべり髪をあらへで結ひもまるゆゑ考は櫛をさす此湯女寛永の中比はいまうては容色を飾浴客等が酒のあひてをもに櫛一枚は常なるゆゑ塗櫛を二枚さして客の多き様にせ且かざりこも湯女の多くこもあるゆゑ化粧して稍く色を変はいまう大湯女小湯女の名月ありて今も有馬の温泉は此名のこわり大ゆゑは酌をさうは小ゆゑは垢をまろ髪をあらはふ慶安美態の間ありかくて過ぐ湯女の淫風浪花はさうあり両都ゆも起り此風の為は坤廓の花もちりかて変ぞかはぐ風を移てもゆゑの遊女等も飾は櫛を二枚させうとぞおもはれ事ぞ物はみへつるは　傾城何々書名おぼく元禄十六年大坂板美の二湯女の事を「郡内のまる物は半襟あげ島田は二ツ櫛」又　元禄曽我物語

巻二「額風呂の小さ・扇風呂の萩・湊風呂の近ごろ元禄中須浪流めく名高き湯女ごと」又 俳諧二番鶏 元禄十五年板「中妻と八重よ打合妻の風外二枚けなる格八湯屋」談海 慶長十年より寛文八年までの私記写本 巻八「慶安元年風呂屋再興せ」とあり見めて江戸も湯女の盛りをもてべし 慶長の末銭瓶橋の辺湯風呂あり始て ○同云むかし八番人を雇て遊興ある所八馳走の為風呂屋にて室所殿ところの紀録ごとのあるさうなり扨全ふろ中のあづかる夏ゆ名馳走よりあるべき事もありけん 源平盛衰記 巻卅九千寿伊王ゴ事 重衡鎌倉にて「一日湯殿に入程よ及びくせもなうかと見る女の月絞の帷子白き裳著たりけるが湯殿の戸少開て左右内へも不入中将重衡いとる人ぞと問ふ兵衛佐殿御垢よ事を作つるなり 中暑 新き櫛取具して水懸洗ひ梳ぞして奉る」とあり見も風呂の馳走よ湯女の態もあるものいい風呂といふを法湯あるべ常あり云ふ名よ井水を煙したるを

昔の湯ハ普通塩湯ありしこと

ぞ水風呂又八行水とも人其名今の常言ともいふる也 塩湯あるる夏室所ところの記録よりんなり・さて二枚櫛八 北廓雑記 寛文年中江戸人の作写本 巻三「今の風八元文髪八油ぐめ櫛八あぐの歯のごとくあるを二三枚さしかけたりとていろいろのものをあるを七八本さしたり」とあり見今より百年ばかりまへの北廓の妓態今のかぶりをまるべし西土八遊女ふるぬも髪のかざり大壮なり明人田藝衡ゲ 留青日札 六巻三姑之条下「大家婦女金のちの赴人筵席 ゐるまの金玉珠翠首飾甚多 からの飾一首大幾如合抱 からのかざり 中暑及上驕時 かごの幾不能入簾輿也 かごふつへ中暑 坐久頭重不堪其苦眩暈扶帰」とあり 遊女の二枚櫛八本叙ハまるべし又刈績ゲ 霏雪録 ふ公風と人小舅人よ則易姑で婦人の叙上よ集るとのいろふ小舅ありとも云まるとあるハ髪のかざりよ合抱あるとの人み笄合を

九　櫛 占

辻占 辻占 辻占

書記諸尊
又投陽津内櫛中略今世人夜忘一所之文又夜忘心櫛櫛些節共縁也

けあはせ六さ〜あれて」右のごとき櫛をかんざし〜もつて是ハ髮中を刺物なるゝ髮刺をかんざしといふハ青便あり紫式部が比及夫女のけを簪とのゝ物さゝふきゆゑかんざしの名目もさぐへ事なし〜

十一 櫛を投て親子の縁を断る・櫛い人ゑ贈ぬ物とのゝ事

投櫛を忌事ハ伊邪那岐命の御事を縁として千年以前より所ゑるよふハ前よりのゝ如し後世よりてハ投櫛を拾へゞ其人おやゑのえんもきるといひふ〜ハせうとゝゝ

東鑑 建長二年六月廿四日「今日佐介ゑ住居者俄ゑ自害企聞者競集り其家を圍繞て其死骸を視る其譯ハ此家の聟日来同宅今ゞ田舍ゑ下りけゞ聟の父智の妻ゑ通艶言不許容父却ゆ令投櫛之時ゑ是取者ハ骨肉も皆変て他人とゝるの由称之ゝ父潜ゑ女子の居所ゑ到り屏上より櫛を投入しゝバかの息女不意而取之仍父己ゑ他人ゑ准ゝゝ志を遂欲時ゑ不図聟田舍より帰り其砌ゑ入り来間息女悲ゑ不堪自害ゑ及ぶる也」本書渋文 六今より六百余年前の実事なりさゝバ櫛ハいとゞ〜ゑも投ぶ物そし○八百年のむかしハ皇女伊勢又ハ加茂へも齊宮ゑ下りゆゑ帝御手親櫛を齊宮の御額へ挿ゆゑ是を別の櫛と名目源氏物語ゑ云ふ齊宮京を出ゆゑ其昔のおもかげまでさしゆゑ法まで古書ゑ見へなどゝ引ふ〜〜ゝ又櫛ハつげゆゑ古書ゑ見へなどゝ引ふ〜〜ゝ宮ゑ立せゆゑ入ゝ内ハゆゑ京へ入ゑ入ゑ御制ゆゑの名なり此事とおゑ引る息女ゞ自害の櫛の変ゑ拠て櫛い人ゑ贈ぬ物・けゝ引れ物成人ゑ贈バ縁ゞ切るゝゝ今もの〜〜されどもむかしハ人の張立ゑハかゝるゞ櫛と扇をおくる事なし

落久保物語 源氏より前の物表の四ゑ 四ツの君播磨へ下りゆゑ舟ゑの方より おちくぼの君なるむけの所ゑ

「ゑの方いとよくあらる扇二十かひぎりなる〜〜まきゑの箱ゑ・おなきものの中いまそこの人のかさ〜ひけ〜とかゝみゑ入ゑ入ゑ〜〜〜〜寸」又源氏ゑ頭の巻伊孫ゑ妻を紫へ下ゑ舟源氏より妻へ櫛と扇をおくる事ゑ張立の人ゑおくハ髮の千筋ゑみぢかゝゆゑ踏ゑ櫛ゑ入ゑ入ゑつゝ〜〜ゑ通ゝゝと祝ゑ意ゑ

べ一説ハ又あみの心ありとかゝり

後撰集 鳥飼の立野ゝ多

「あまの川ゆきゝ[illegible]」とも櫛をおるゝあり

右の如くあまたゝびかたむりの物ゝ人ゝ多き事ゝ[illegible]姑の櫛かゝいとゝく要ゝあゝり

玉あへよ○西土の櫛の始原ハ明人謝方紹ゲ古今始原ふ赫胥氏木梳竹櫛を作り舜ゲ妹・女媧氏釵を作り笄を作り髻を作るとあり註ふ以荊為釵以竹為笄と西土も太古ハ質朴なる事かくの如し

妻を荊妻といふゝのかんざしをさす女と卑下のことゝあり

十二 神代の髪の飾・笄

神代ふハ男女とも蔓艸を頭ふまきひてかざりとなせ名て加豆良とゝ又尊人ハ玉を糸ゝてかけゝるゝと頭ふもまきひてかざりとゝあり事

日本紀古事記ふ

あまさ[illegible]本文を引んハ神代ふも珠を作る人あり事神代の巻ゝ[illegible]れバ今の硝子細工の如くして珠玉を作りしゝるゝ外ゝ頭のかざりハ[illegible]しゝ人ゝの所代とゝ[illegible]ハ女も冠着なる事天武天皇十一年の条・続日本紀

和名抄 装束の部 源氏鈴虫の巻ふも[illegible]今の世の雛人形ゝ女の冠着ハゆゝ[illegible]あゝぢと本居大人もゝ[illegible]古事記傳巻の八 黒御髪の註 ○さて神代の櫛ハ飾ふ[illegible]ぢるハ櫛の条ふゝ[illegible]如ゝ櫛の外ゝ笄といふ神典ゝ[illegible]

和名抄 冠帽の部ゝ簪和名加ゝ

左之挿冠釘也又蒼頡篇云簪ハ笄也」とあゝ笄もかんざゝと訓べゝ[illegible]ゝ又[illegible]ふ此櫟髪とゝ[illegible]今ゝ人ゝ毛筋ゝ[illegible]ゝ櫟髪和名加美賀岐髪髪を導櫟ゝる所以と名抄ふ[illegible]ゝ[illegible]ゝ年以上ふ[illegible]ゝ和訓ゝる物和[illegible]ゝ[illegible]ゝ物ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ名目ゝ[illegible]ゝ此後二百年ゝ[illegible]

和訓栞 伊勢人谷川士清作 ふゝ簪首笄也とあゝ西土ゝ簪も笄も一物とゝ

説文 笄ハ本字笄ゝ御國ゝ古書ゝ髮搔ゝ昏ゝ[illegible]ゝ毛筋ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

質は銀・象牙・水牛なども也又

簾中旧記 東山殿の時の女中衆の事ども書

「その作る物丸きもあんはまさるもまさるはかうがい」とありて

大治年中の物

此東山殿のころの図と年歴へだたる事ゆゑ三百五十年也・さて笄は三の考あり

図あり前ふあげなる大治のころの図と

東山時代の物

源氏槙柱の巻は髭黒の大将の少の方を父式アの宮の方へ忍びたりしに北の方姫君を母君具

ぬ香ぬりぬべき室のけしきもなどもうこゆる久べあり中略姫君はよりぬ吊ぬ向おもて

のさらを人はゆるさちもあるもあれそ姫君黄さいろの紙のかきはいきふ小

書柱乾割間柱槙柱

かきてさらのうちまさるをきふかうがのさきを尖押入いをあ・今いとやどかれぬ空室

ともあるをきうるきのはらいはをうするを・えもかきやでかるあ」とあり

・まとあるへは姫文のおみ指筆をとりあらひ半こんを結るふ「かうがの

きれ」と実然てる文句い源氏の文格まあるを因ておもふ此笄は姫君の懐中

ふあしはあ紫式部ゲ以ふ人者ふかうがのをびとろふ指ゆるうろ「かうがのろ

きれ」と文よ照應もあかるるを笄を懐まのちたんと推量するうい

むりけ女も今と物ゲくからの痒き時ゲ抜くの弟く且を礼るをびを搔を

かうがとさへ古く訓るは弟ゲ下賤ハ倫のようある女い懐中ま髮搔りゲやある

べき此外ふ俗ふ文ふ紙い他所のふとろろあるを見じ女いとさろ入用ある物

あり**和泉式部集**ふ「加茂ふ参りけるふいちらうゲふあをろそれて紙をまるをろのまゲ

神を忠頼・千早振かみなびわふまくゆ・式アまをゲをあめゆるろいゆ」と和泉

式部ゲ連歌あるをもふとろ紙をゲて足の指をまるるゆんちの連歌ハ

金葉集ふそえたり又阿弥尼ゲ**乳母の蜉子**ふも女のふとろ紙を持きえろ

ちをゲ右ふいゆ「かうがのまるく」とあるもる紙のあひざふありしかうがいゆく

紫式部ゲ時世ゲ女いかるるを持ゆゆまふ文句ふ照應あく実然るゆんこい

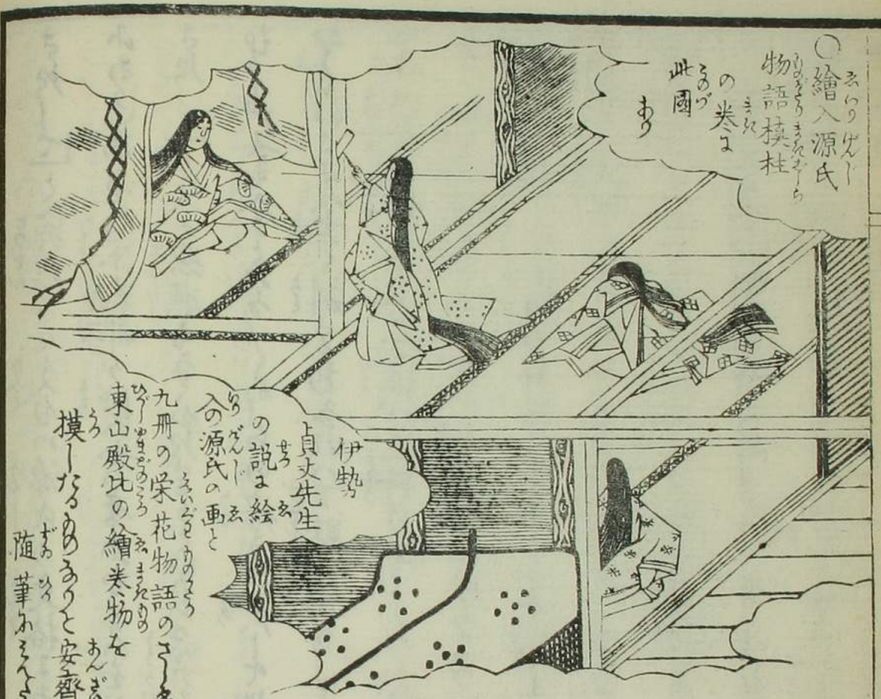

ものもぐ地ろうあるさゝゐりゆゝるまゝ雨ふたゝびざれどもなりひとゝ
まゝあるも○さて又なりひつたるまゝなりとせ成ゞるゐふ「冬ごゝろ
又よりなをん此柱とゝふるゝ絵の換柱の故事ふなりひとせるゐゝん
もせ成ハ李吟しの門人換柱源氏いとゝみゝ人也換柱の絵の文は「冬ゝろ
ぬべた空のゝゝ恋ゞゝう更ゐる夕べゝゝり」とあるゝみゞごゝろの景物也「雪ふ
ゝゝゐゐゐゝゝゝ

よりかうがいめをく髪法ろひ半十訓抄・寝覚記ゆ云ふ

実方をこそ行成ふろひ遺恨也帝のみげより行成のまづるあるを法らずして行成いかり法ふべき者あり云て官位まくみ寛方いまの懲行ふより哥挑ふまくてうちのへ流涙かこふくあまう

安ゆ実方行成と打ゝ清少納言

軍用記巻四 写本室町殿時代の物

「笄ハ髪搔也烏帽子をかぶり甲をかぶるゆゑ頭の息こもりてかゆくゐる物なり其時手ゆへハかぶりぬ

而ハまこゝかまげてかくなり依之笄をば浅ゑ作らず赤銅ゑて作る多り曲ゑ易きゆゑなり此外先の尖りゐる物ゆゑ相応の「所用多ゝ」とあり是男子笄を佩ゐの実用なり於ゑ戦国の時今の太平ハ笄ハ龍獅子の金紋あるハ千代万歳のまゝなりけり○右の軍用記ハ笄ハ鞘巻ゑ寸法ハ鍛身六七寸より八九寸ゑ多ありとの事なり此寸法ハ鞘巻の事なゝ書中ハ鞘巻の図あり左の如し

軍用記ゆ所載鞘巻の図

小図ゑ耳搔のあるまゝ

・両図とも笄ハ耳搔あり笄ハ髪を搔ゆゑ搔ゆゑ耳搔ハ理なり

集古十種ゆ所載東山義政公の短刀の図ゆ付ゑる笄の図

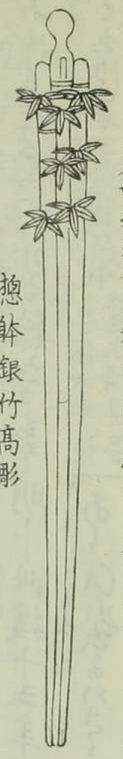

揔鮒銀竹高彫

秋齊閒語巻四ゆ云ふ但し今の説ハ誤なり

如く釵ゆ耳搔を付ゑ

ゆ起ゑハ簪の条ゆ云ふ

べし前ゆ云ふ

詩経偕老篇ゆ「鬢髪如雲・玉之瑱・象之揥」註ゆ揥所以摘髪・女子著髪男子佩之」とあり笄ハ和漢千古約せば同物同用なるを知べし若ハ竹ゑて作りたる物ゆゑ其字ゑも竹ゑ从ふなり西土ゑも後世笄ハ金銀瑇瑁ゑて貴人ハ用ふ其状も今の笄ゑ同様なるべくなりのゆゑなり

史記趙世家ゆ趙襄子吾姉の夫代王を招きて酒酣厨人ゆ使銅の斗ゆくめを採て代王を撃殺ゑ其ゑ代の地を平附車を以て姉を迎へ代王妻

ゆ夫代王の最期を聞て天ゆ呼て大ゆ泣・磨笄自殺・代の人其貞死を憐死なる地を磨笄之山と名目」本文摘要とあり此文ゑ磨とあるべ此笄金銀の物なるべし途中ゑの事なるべ髪ゆ刺なる事ハゆ論なり先の尖なる物なるべ哺或

刺ハ自害をべしあるを略く笄の形状和洪古今相同をるべし

十三 笄を髪の飾ゑ挿たるなる起原

前ゐ引る元禄三年の板人倫訓蒙図彙の櫛挽の条「按栗又主成商ふ・竹・角・象牙・鯨の類をもつて造る」とあるを以てかうがいかざりふさげしをまり且又質素なるべし・さて元禄中頃ふいらう笄髷とのへ髪の風系より起り緒図ようの其結ぶりい笄を髪の根りとふきしふ髪を巻つけて状をるもあり下の髪の風れ図の笄ハ髪を理ねるあるをみるべし

を指く髪ふ刺物よりしへ此笄髷ふ[江戸土産]元禄十年板俳書不角撰「あまり猿くるへ盃・笄の緒もおんお月のあるを」是笄髷を為ふ作りなるを笄も鯨ゐ年明し此後十五年なちて猶く飾りゑ挿物とあるしや[真葛原]享保六年板路水撰俳書「あるひ髪あるさぬかうがい・脇ゑ縮ゑするもお湯の肌」前ゐの笄を玳瑁として・脇のようと附れば享保ごろ

今より百廿年ゐ

よりかざりゑ物なりけんあるをども皆一枚甲の刻ぬ形ゐく薄き物あり[俳書十七回]享保八年板淡々撰集「かうがの七夕なるのハ淮ゑ似る・極暑ハあをるかまくらの夜」鎌倉見物の婦女中菅笠の下ゐる笄日の照と頭巾ゐて及りなるんものゐ笄のうすかし紙と手べし

百人女鶴品定 享保八年京板

西川祐信絵本ふ此図あり髪の風元禄年中の笄髷の変風ゐ笄髷の図ハ髪の部ふ出も

・今より百廿四年前ゐ

絵本中ふ出きたる人物の髪のかざりのみぬなるしてあふ出も今の世ゐるかたちけんげ女ハ一人も絵ゑ出ず

十四 孝謙天皇の御簪

難波の好古家梅園主人天保二年ふ用板せるを[梅園奇賞]ふ載る和州法隆寺の宝物孝謙天皇の御簪とて其図あり記をども質も寸法も記さるゆゑ紙障ようなる月の梅のとあるぬこちらて真物を見たく思ひ

あのべるい女装考の企あしゆゑあるうちまどゆゑんとおひさんて
うちまだけるふ天保十二年の春江戸本所回向院ゑ法隆寺聖徳太子の四両
帳あるて種々の御宝物もありときてかの御簪いあるやうやと飢たる狗乃肉
林ゑ入るありひゑん奈詣しけるふ群をゑを凡夫の塵埃太子いるふ見あぶうんと
ありひゝ拜をかしさん宝物陳列あるあいうゆゝゆく人の後よつゝく一種でふのひ
たくけまうしあるきて拜しあるふ・是い人王四十六代め帝孝謙天皇と申奉れ
女の天子さあのさをあひ〳〵御かんげあるよび拜まる輩い頭の悩をもねる
迎えようて拜をとゞめあんまさとごさのちかるひまぬぞやとこゑをうくうざる
ゑまてけてこをと猶〳〵ゑの枝をたゞゑそ〳〵心ちいあつまどおあふ群集の後ふ
ありてく弥まざれいもあるくかう涙の日人よりさゑやと朝早く往てをゞみ〳〵ふるの
梅園寺貴ゑある國ふ露もたゞゑまゞ脚岐少〳〵挾きのみゑ物い銀ゑゞありける
此とゝのひさんまる人ゆう〳〵をゝひちくくようゑ臨寫〳〵なる國左の如し

銀始り　銅　金

孝謙天皇御簪銀製寸法如図　南都法隆寺宝物之一

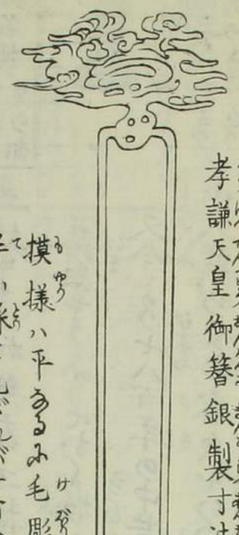

模様ハ平るゑふ毛彫あるゑそ雲中ふ鳳凰の舞ふかちと見えけるゑ
手ふ採て見ざれバ千百余年の古色ゑ昏眼ゑ視ざるがてあり

此両帳の時好事の人〳〵御宝物ぞもを美称まる中ふ此御簪の事を論じて
ひけるあう天皇の御頭ふ挿せるゑ物ゑをゞ黄金ゑそゑあべけを然るふ品
下りる銀ゑゑいぶうとゑ疑訝人あり しゞあのゑ竊ふ謂此法かんざし銀ゑ由ゑいふく
尊〳〵いんとゑゑゞ銀い天武天皇の御時白鳳三年の春對馬国より始て白銀を
献ぜ其後三十二年ゑちて元明天皇の御時慶雲五年武蔵国より始て銅を
献ぜ依之和銅と改元あり其後四十年ゑちて孝謙天皇御即位御歳三十二あり〳〵
天平勝宝元年ゑ月陸奥国小田郡より始て黄金を奉る此時大伴家持万葉巻十八
「須賣呂伎能御代佐可延牟等阿頭麻奈流美知能久夜麻尓

金花佐久」と賦り銀ハ金より七十五年前に世に出ゆゑ帝の御簪にも作りつゝんゞ金ハ右の如く孝謙天皇御即位の元年に始て世に出物なれば御かんざしも造るゆゑ浩用つゝまれ其外の御簪銀にあれとも皆いとくなれとけも金にあらすば信ぜぬゆゑ○問云神代に白銅鏡あり然るに洞始て世に出るゆゑ和銅と改元さへ東しを経てこれが洞なり」神代の鏡ハ何物にて造りしやと疑惑さへけもこ神代の変ども人理を絶て窺測べからぬ鎖ハ神代よりあり此ゆゑ鎖鏡なりしとの人説あれど粗謬なりと先哲もいへり

十五 髪筋をかんざしとの事

和名抄冠帽の部に「簪和名加無左之挿冠釘也」とある此簪ハ冠の紐を係くに落ぬやうにしておく物なりとの人然まで今のかんざしに異りさて又今より七八百年の中昔にありてかんざしとの人名目あり濱松中納言物語前の巻の大貳の女の容貌を人所に「いろくまゆくしなれかゝるにいと

装束図式に見る

源氏物語より

髪のたんもくかんざしをさしてうつくしうなれと目ぶつとろとろあくをうつくしうもてかきこめりうーげなり」又源氏若紫の巻に紫の上の叔母のあま君紫の上を源氏垣間見る人ハ「ちちやとのうへにはあまやとの人なるいとけなくかいやりなる髪ひつきかんざしのみとうつくしうちけうらもまけうらもたくるいた

なるべし」とあり　按ふ五節の舞姫八五人を定式とせ五節の舞姫ぐかんざしちすゑの
按の内めそ誰ぐあと」なるかんざしを全ぞ也
証ハ雅亮装束抄　巻上　五節所の事との条に「彫櫛　蒔絵櫛　笄　かんぐを
具ぐして五せちの毎　置　巡ぐまるあり」同巻　姫君の装束　東　との条に「とらせ日中暑
假髪　今のかも　蔽　髪　上　設　釵子　筋あるを本のまうく
すあるものの事　えさひ・かくさあげまうく・かんざ　筋　設
唐　櫛　下　櫛　彫　櫛　小　櫛　絲鞋　藏　方　用意
かくく・まくく・あくく・あくく・をぐ・まの・あまらの・くく人かさの・まうく」と
あり前もいくる如く和名抄ふ簪の字加無左之と訓せられど此かむざしち冠の
紐を係る釘のやうなる物の名なり簪るふ後の世ふいろいろ古今集ふも
装束抄ふもかんざしとあるを古今の前せくきふ「かんざしせのあちこうけるを」
いとふ拠て考まべ今の花かんざしのやうなる物ふやうけ確証を得ざれば強ふ
いひがくく○さて前ふ引る本居大人ぐ源氏を註しなるふの小櫛ふ「かんざしと髪ろ
さしぎるとの事といとれくハげふさる事あて他古ハさう也近きこと百年前もぐも
髪まちを・かんざしとの今」貴船本地　文明の頃のお伽草子　下の巻ふ父ぐむ母を折檻
る西「ぐさけふあまりなるかんざしをふかくみ奪やけんのやうふ泣た」又　冨士人穴
草子　東山殿比のお伽草子　寛永九年板全二冊　上巻　女を乞る袖ふ「こ十二相ぐ具足なけるかんざしふ
青黛　立板　せたいぐふ・こうるぎのまみをあぐ墨なるぐこるり」虫のこうろぎの里ふ髪のつやを形
按ふこ百年あまでも今のやうあるかんざしとの貝ふつく髪のかざりあり髪筋
ぬと紙吉云のまふかんざしと云も紛れぢり也今ハあの娘のかんざハちまたであると
云ばべうふのまげ也焦であると思ふ見簪とふ和ぐて是甚も廣くあり也ろり
（十六）さんくとの人髪のかざり
紫式部日記ふ「うすものうぎ・かどうのか・かくきぬ・さんくきて　裝　刺　まるきりと
ゆひまうり」又の人「ぐまるひ宰相の君こうぢぐ女房ろさんくまるひをぐ
たり」とあり此外ふもさんくとの人言吉きねどもふまるこんたりあるハ巻の一ノ
を引く・さて世さんくとの人首飾文字ふハ釵子とあてむくまり和訓のあた物
あり此さんくハ七八百年の中昔の比及ようや女の髪のかざりとあくけん新撰字

鏡物和名抄に釵子といふ物うんぜ後の物あさひとのみ多くうんだれど形状はもつとも雅亮装束抄に五節の舞の下仕の女ふさんを着せる仕方と要くめる文をこれば級あつて髪に結びつける拙也然るに東山殿比の記錄 女房飾抄に写本図あり

釵子の圖・さんをさしこむにて・かんざし・東山殿の比の物に見也

右のさんを髪にかざるあり毎髪の法もりけまんゆへ小枕をいまて痛ざる物をあらんあるさんを結びつけるあり結びやうは雅亮装束抄に五節の所にくくうんなり髪の毛を痛ざる形ちに作るを宝髻と名ぢく是髪のゆひ風に名あるのもあり猶くくふ髪の風の部にいふべし

十七 唐国の釵子

簪の字を今のかんざしの字にあてるは失なるごとく和名抄の和訓に本拠所なきぞ今はかんざしと云品異ちがどかんざしは簪の字にて通用されば別に文字いくぬゆうるあれど今のかんざしの本字は釵子也此さんをも又ちがくさんにもあるぬを七八百年あとの件の図の物をさんといふ釵子は今のかんざしの本名なるは西土晋の世の人崔豹が作 古今註 中冊 にえんなるを和解せ「釵子は蓋古の笄の遺象也秦の穆公に至りては以象牙為之敬王は以玳瑁為之秦の始皇は又金銀にて鳳頭を作以玳瑁為脚号て鳳釵と曰」とあり又 字彙 に「釵婦人岐笄」とあり又白樂天が 長恨歌 に「鈿合金釵寄将去釵留一股合一扇」とありて釵子は岐の一股を留め鈿合のかんざしは一扇を玄宗の使へ楊貴妃がもとへとあり又 剪燈新話 上冊 に金鳳釵記に一對の金の鳳凰の釵子を一隻おとしに鏗然と作声事

昏なまび今のかんざしみ異事なし又清人猪稼軒が堅瓠三集巻一に梁の武帝白樂天らが釵子の詩あるひは南史を引て婦女らが首の飾に金釵子十二行さす事をいう此餘さんしの支のかうの物まで釵子をかうらのかざうとする事件の如し西土は太古より髮を結ぶ女風なまび種この首飾り御國は今の如く天下翕然として縮髮風なりしは僅に二百年以來の風俗なまび釵子などさす支はやはり百年以來の事也

十八 両てんのかんざし

めやう一對のかんざし我さす支は享保あたりの繪ものえん近き寛政の間もてはやしが今はすたれたる物をこゝ此両てん西土は古くよりありし物なり名を鈿合とのべ古書にさも也清の徐震が女才子書乾隆十五年板美人宋琬が傳に燕の鈿合の釵の一隻をおとしたる事をきゝ友人雙松館主人清作の鈿合を藏す圖の如し

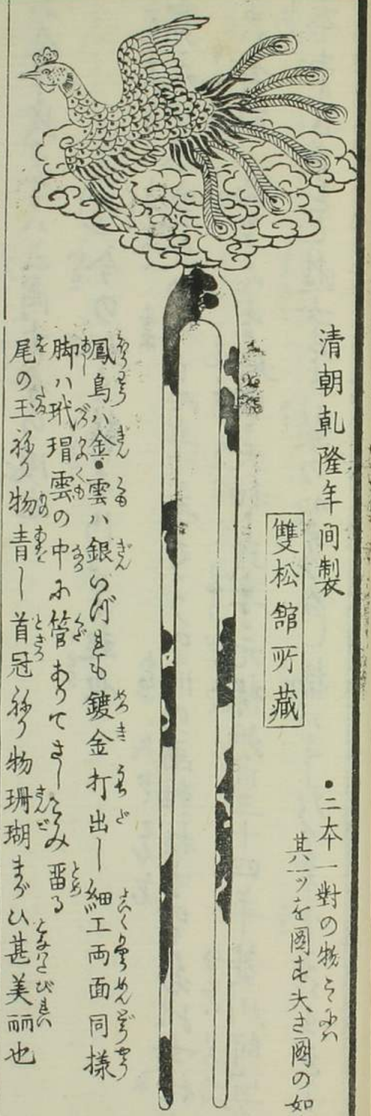

清朝乾隆年間製

雙松館所藏

・二本一對の物なれども其一ツを圖せし大さ圖の如し

鳳凰は金・雲は銀にて鍍金打出し細工両面同様脚は玳瑁雲の中に皆あつてきらみ畳る尾の王冠物青し首冠物珊瑚まがひ甚美而也

右は双松主人の父翁寛政の頃長崎に遊びし時娘への土産なりしと爲なまび視るに文化のもの歟ありき中華古今註に秦の始皇の時鳳頭の釵玳瑁を脚とせしとあるによりて清人右の如き鈿合を作り賣たるなり

十九 花かんざし

花の枝を髮に挿は往昔男女の風なり万葉集巻二長哥「山神乃・奉御調等・春部者・花挿頭持・秋立者・黄葉頭刺理」下畧又源氏紅葉の賀に源氏の君紅葉をかざしにさせる事なれば挿頭花と呑てかざしとよむは義訓なり

本字ハ翳あり 脉源抄 に「舞人着冠必有挿頭用其時花」とあり大内の花の宴の人々花をかざしあり支綉書に花のちるハ前剪綵花をも用る事もえたり西土も生花又ハ前剪綵花をも男女髪に挿事 陸餘叢考 巻廿一

簪花の条に諸書を引てあまたの故事を紀せり 抄録に全文をこゝに又天竺国にも佛在世の時かゝハ周の穆王の時日本ハ倭ノミコトノ御時ナリ生花もはゝ花もかんざしする事 慧林音義 第十八 翻譯名義集 第七 にも花かんざしを天竺にも「摩羅」巻 華鬘ありとのひ又釈迦如来叔母に示さまたる 大愛道比丘經 にもえんなまを花かんざしさすハ三国古今の風也

廿 今の如く簪をさゝる起原

寛永以来寛文の末まで五十年ばかりの間の画軸板本のうゑに女絵ども あ首飾一品もえんぎ・延宝・天和・貞享・元禄此間三十四年菱川師宣ノ絵本あまたあまど遊女まゝ髪のかざり色し櫛ハさゝる事書あいまもふえん

なまど繪にハえんぎ貞享五年板 此年元禄と改元 好□盛衰記 巻三 に「今の女むすめ事ぶを結ひ髪をたゝあむ物道具数くあり首筋より上ばかりに入用の物ども十六品あり まづ・髪の油・髪分・長かんざし・ふまたゝ・平鬢・まのびのとめ・かうがい・さし櫛・まえ髪・紅粉・白粉・歯黒・まゆぶみ・おのゝ形巾・肩衣・浮世ぢら笠・あゝまゝさへ此通り皆そなへ」かくかたへたゝ中にもかんざしハいとゞ結ども是より二年おの貞享三年板 一代女 前あるも此書も大坂の板 巻三 に「琴ハ弾ぬ遊ひける附かの猫をまつけくるゝ何の用捨もなく奥様のおぢゝ御きつねかんざしに」とあり おのゝ御こゝとのひ〻めづらし 此書ハ一人の女まぐれ世をつくる一代を書たる物語まで全部五冊の文中此一本のかんざしのみをそなへ絵あもかんざしえんぎれバ江とまぐく此後廿七年なちぢ元徳二年板 本朝廿四貞 巻三 辻 に「蛮漢の西「魂をぬゝ心をとゝ」て涌るゝ物のさ櫛かんざし着ゝ撫たる丹ゝ帯」とあり おのゝ涌ゝ出る乙女ゆ名常ゝハさぬ櫛もかんざもけらぎつえん あゝ今ハ

元德六年板とある此年享保と改元

櫛笄ハのこりぶさ〜なるまねをあづかるかんざし〜ちゃらたるハ四人あまたのかんざし左のゆ〜

繪本園若艸　京板大本全三冊　西川祐信筆ふあまさの婦女を画るゆゑ

○元德のころのかんざし

さ〜なる人物をのせざるハ梓工をこぶくゆゑなる也

・まをかぬの銀あるべし

○寛永の比及より元祿中まで八十年可

の間江戸あそ上梓の浮世草子ハ甚稀也

字本あそ傳る隨筆物ふハ多ハ國〜たゞ菱川師宣ゆゑ延寶より元祿の

間まゑ浮世の時粧を画る繪本ども師宣が在世ふハ三十年浮世

文章の作者ふりしゆゑ時粧のさまを考べき証まくをしゆゑふ前ふあげたるハ諸

家大坂の風俗ありさまを物の流行い天の左遷ふ順ふ物ゆゑ都浪花の女風も

あかるふ東まるるべ〜ゆまをかんざ〜さすゆゑ紫うん〜・ちゃらくあるふ

分油とのゝ物ものゝ髪の油の糸ふのべし世ふゆゑてのち髪のゆひぶりもくぐあまべむ〜れまべ

うよりハかるらも痒ゝうんふ師宣ゆゑ天和元祿あるゝの画をゞゝふ北廓の遊女ゝ

櫛も笄もかんざ〜もえぎからけ痒き附ハ化ゆてかまゝや高麗をゞ化ゆてかゝら

いろ〜ありけん遊女ゆゑまへかんざ〜ちゃらたるいびゝ・さて外の書ゞゆゑとゝみはゝ

按ずるふ今の如く人〜るかんざをさすゆゑふあるいはゝさ元文あるゝよりの変とゝも

ひゝふをさして一証をゝゝ

我衣　此書ハ元祿以来の雜事を古老ふ聞あつめたる字本の隨筆安永の比を盛ふ盛りの江戸金尾庵作

元文寛保の頃舞子ゞゞ銀の梅の枝ふ銀のかんざをさけたるをさすゆゑまれば

青のまるゆゑふゝらへたるゆゑ其頃世ふゝ

明〜元今より百年のむ〜ゝありけり

廿一　南天の木は釵子

続畸人傳ふのせる松岡恕庵ゞ傳ふ東涯先生若ゝ時より自き木綿の布子

ふのきゝゝんのゝゝゝゝしゝゝ一日恕庵東涯先生のゝゝゝゝゝゝ附蝋燭の流れを

奴僕ふ与ふ傍の人ゝを問ひ〜ふ髻ゝ附の為也と答へゝゝゝゝゝゝ又ある附南

天樹の大き幹を取りて僕をゝびゝゝゝゝゝゝ

歳だりの元禄末の比なるべし。終りとなれど當世ふ玳瑁もある時あり然
るふ南天の木の釵子をむすめふさ千る支平日白めんの布子あり支鴻
儒の大家とて父子二代節操あり。齊家の德行尊ぶべし。仁齊先
生は寛永六年の生まれ宝永二年没せる享年七十八其長子東涯先生は
寛文十年生る仁齊卅二の時元文元年没せる享年六十七先哲叢談巻四ふ石両
先生の傳詳なれど没年えんざるゆゑ女装よりあけまで筆のあとにて
ふまるなり

廿二 歩摇簪

寛政の間ぴらくのかんざしとて花の折枝をふ鎖を載まぢもさげ其さきふ
あり鳥蝶あるひは鈴のるゐ一品の物を鎖毎ふ付たる銀のかんざしあり支
ありて振袖まるびの乙女はぴらくるぶるひゆゑ其比の千柳あり「ぴらくるぶ
ぴらくかもゆ良助」寛政八年泉岳寺義士用帳文化ふいらてあつとまう傳ざうは箱せとかん

ざしとの物ふ残りしも今はまれまり此ぴらくく西土いとこ古「釈名」後漢の人列照ゲ作
「歩摇上有垂珠歩則摇也」又「晋昏輿服志」ふ「皇后首飾假髮歩摇」
とあり楊貴妃もさしたりとうんて楽天が長恨哥ふもあり近くは清人の物ゆも
あまさうんたり此歩摇はぴらくのかんざしあり和洪約せずして同物あるも奇と
いふべし。前ふ引る我衣ふんなる正德の花かんざしふたんぎゆくさげるはぴらく
のかんぢしの撞與とまべし

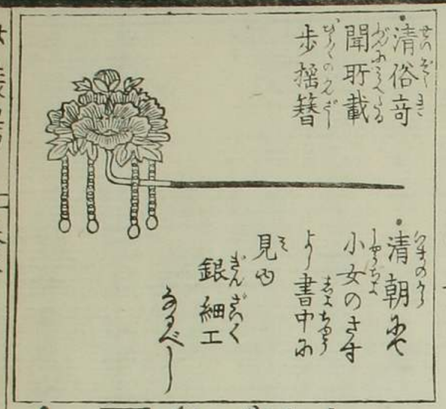

廿三 後刺・青龍刀のかんざし

今ひろざしとて簪を耳の後ふさす支五十年前
寛政間よりの風あり其以前書ゆも画ゆもうんざ西土ハ
いと古し「字彙」釵の字は註ふ敵欽定ろ情詩とて
「何以慰別離耳後玳瑁釵」とあり和洪駢事あり
三十年ふ青龍刀のかんざし哥妓どもさしそめつせ

事あり籍あり仮気なる物とあり〻ふ亜土ゐも 搜神記 巻七 ふ晋の恵帝元康中ふ宮中の婦人瑇瑁の屐を作りて當弁支えたり

廿四 裁細工の花かんざし・まげやとひ・まんざし

裁あるひは紙細工の花かんざし今あれども用ふ京製ありまぐれて美工なれど價は廉く撰みなく雅なり此物今より四五十年お某の御舘より出たる女中偶然はたりたまゝ職人の作らゆうふるしと巷のみなちふつくる花婦ぢひとり西土は甚古し洪の世ふ華勝とのふ晋ふいうて立春の日宮女たちへ絲勝を賜ふ事あり剪絲作るゆゑ絲勝とのふ 事物異名録 巻十六服飾部 房茎ゞ作

ふえんたり○今のまげいとひとのふ初め安永の間踊子と唱へて酒宴の席へまねゝを勤をる小女子・撮町ふあるさ住けるふ席へゆるふ美服の振袖ふて人柄ゆきをかまらゞ青瓶とゝ其中ふ有名・をどり子緋縮緬の九〻げろまゝふ金ふの紐をつけたるを島田の髷へなびてかゞりとあり〻けるふ紙の平りと

ゆひとりは美ゐて艶麗をを踊り子ども皆九縫のまげゆひあり〻しゆゑ良家の女子も見學びはたひふは世とふゝ亡兄醒齊翁綿ゝをたまれば髷へ絲裁を掛る事は今より七十年おとりの一風あり巷のち天明ふひとり丸〻げまゝり小帛のまゝを掛る便利ふありてより都會はさゝあり山家海村の婦女も絲帛の須巾ゆゝざゝはし是今の時粧あり此物亜ふは・撫子 搜神記 巻七 ・頭須巾 事物紀原 巻三 とのふ

常の如くみて後より額へまはゝて又引ゝて髻へ巻ちく物あり」とあり此書は明人舜水先生御国へ帰化して明朝の風俗をかゝるまゝを記しなる 舜水朱子談綺 下巻 衣服部ふ「掠頭は絹ふて廣さ一寸ばかり

物ふをまげゆひは播町よりゝるゝさゝふ明ふはありけり

廿五 釵子ふ耳掻を作り添し肇

笄ふ耳かゝのあるは前ふ巻ーなる如くいとかんざし此耳掻は近ー 閑国自語 寛政の比某郷の御隨筆ゆゝ物ふえたり「或人なるゝ事ー今の世をゝるのさすかんざしは享保ばゝ

までいあるりけりとぞ考さとうかんがくるふ繪草子を成るるもその頃まてかん
ざし髪搔のなごひそまべくさまを結まべ辺頃の物あるべし又ふるき人の物語りと関ふ
享保の頃までいおのこども髪を剃ぬきを成るの形ちあるまろねのかんざしさしけ
ちるふ御厨所預故若狭守宗直ひとりしろ好事のものあて耳搔と其外の
うへふつけて法ひとしめかんざしみくき通用なりあるとおりひて人ふかしふたり
あるものあるべろうらぶひそまるふ法ひとうへ成るを人今ふ貴賤と
あくまろうねあてつうさしのあちぶまあ事ふるまろ・巻を加んざしふ髪のかざう
みくらふ理髪の具ちあり」とあり此支他の随筆ふ見ゆ ちなみに文化十三年上京の附
加茂の季鷹大人ふまをくく對話しつるふある附絡存の事ふかうびけるふ大人
謂ふ閑窓自語ふかまをる如くかんざしへみくきを付るふ家直ぬしの創意あり
然るふ其頃北野ふ閑悵あり」ふまうしき商人宗直の創意を襲ひ梅ちち殺ふ
みくらふある銀あるしかんげを北野の社内ふ賣けるふ人ふあてをるうみく

うきある簪世ふをあり今ふかんざしふへを耳搔ある物ふをまろ今げのことりをす
るるうふのかんげしあり唐人ゲミバ日本の女ふ耳の穴ふしとありべしと大笑ひし
なる支あるき仲の説ぞふ拠バ簪ふ耳搔あり」筆ハ享保三四年の支あるべし
耳搔ふ理髪の具とりまをいうへあり

類聚雑要抄 巻四 大治二年立后御調度
のうち理髪道具の具の内ふみくかきの図あるふうあを

銀
耳決とあり
長四寸五分

新渡の簪

今ふ西土ふもかんざしふみくをあり

▲耳搔あり
▲金質銅金鍍寸法図の如くあて裏表同様
▲金線
▲蝶彩色
山東菴所藏

耳搔ある簪の書ふをんなるふ清人李王通ゲ蚓菴瑣語ふあるを和解を遥
桑林の中を見バ一絶色少女向地て若有所覓者生徒問女曰金空

耳簪を失生代為覓て得之草中」とあり按ふに簪といへば
金究耳簪とてもりくるをおりへば御國の今の如くかんぎ〜あかるぐみ
かたあるゆへあるべうもおもはる

○和漢の首飾猶あまさ抄錄かたはまとまいとて棄つ次ふ歴世の
髪の風の沿革をのべ〜

廿六 神代の髪の風

かゝる事物の古今ふ沿革する中ふ独・女代髪の風のみ神代ふなぐはい世
髪を式正とまるい繪元結の鶴亀も千歳を契る緑の黒髪いろくぬ万
代の姿実ふ慶事神の御国の験あるけ世いとくなくとうける世も〜神代
の髪の風ハ男ハ髻を一ツふ結て二ツふ左右へ綰櫛ゆて貫き玉・糸ふ結ぶ
なるをもっとひて飾とする支櫛の条あり今如く伊邪那岐尊左右の御髪ふ
湯津津間櫛を刺せ玉ひ御髻ふ黒御鬘を掛け玉ひ〜て御髪の形状を

推量まべ〜。さて又神代の女の髪ハ今の世の式正しまる無髪ふ少〜も違ことふ
其証拠ハ神代巻上冊ふ天照大神御弟の素戔嗚尊国を奪んの志あり
きこ〜めて軍の用意の為ふ俄ふ男の姿ふあり玉ひ〜事を「結髪為髻
縛裳為袴便以八坂瓊之吾百筒御統纏其髻鬘及腕又背
負千箭靫」下畧とあり。髪を結て髻と為。とあるゆへ常ふハ無髪なる
支明く男の髪の結のあぐるハ五百筒御統いかの玉の鬘なり及
腕ふ纏とあるハ腕ふも玉をまきつけかざりとまる事をまべ〜此支のつゞふ
素戔嗚尊の左り代結右の結とハ詞あり髪を左右ふひゞ孫ゆ事ふて灼然なり
・さて神代の女代髪をなしまく風人王とありてもかゝるざり〜証拠ハ人王十二代
景行天皇の王子小碓命後日本武尊歳十六の時御父の命ふ従りて王命ふ
随ざる熊曽武を欺き討んとて乙女ふ扮まへふ古事記「如童女之髪梳無
其結髪」とあり按ふ歳十六ゆ為ハ髪ふ王ハ乙女ふ似せ物ゆ又日本書紀神功皇后三韓・新羅・高麗

・百濟を三韓と
の總名朝鮮を征し給んとて官軍を出し給ひ時筑紫の橿日の浦にて御髻
を解せ給ひ海に臨て曰吾神祇に被教皇祖の靈に頼滄海に浮渉り
躬西征せんと欲す是以今頭を海水に濯若有驗分為兩即海に入
給て洗給ふ自分皇后便に分結て為髻中略假に男貞にあり給ふ」本文
和解摘要
是なん髻をあつなめて双綰の男容に成給ひ男と見せて三韓
を征し給ひ也繪にかゝれたるは此皇后とこそ也是等の故事にて往古の男女の
髻の形状を考へ今の下げ髻に神代よりの風俗をも通曉べし叔父に
中昔の髻は風の事をのべし

○剃胎髪

今は世出生の小児に貴賤とも出生より七日に成る日胎髪を剃事古記
風儀あり今を去る八百五十年のむかし寛弘五年八月十日一條院の中
宮彰子東門院王子を產給ふ敦成親王後後一條院第七日に成給ふ日御產剃

ありし事を榮花物語初花の巻に「うちうちの御産のあさぎりも立ぬ内にまゐ
若宮出生の王子也の御髪ども参らせ給ふ日なれば若宮
の御髪ども参らせ給へ」とあり「本文」ことさらに行事のあと
「髮」
ちて成る也」是七日に成る日なれば產剃の日限今に成るべし
○此中宮は関白道長公の御女なり此物語の本文に「うちうちの御産のとき
い一條院より中宮の御產所へのぼらせ給ひ也さまを親の御手にて產
髪を今に比て女中達いとかりそめなるやうに成り下に出
婿聞の支の下にかくべし又此比及ば產剃も今の如く剃刀に用ひ
巻の事は義に次の巻にいへん

歴世女装考巻二終